

平成 26 年度

東三河広域連合一般会計
歳入歳出決算審査意見書

東三河広域連合監査委員

27 東三監委第 5 号
平成 27 年 7 月 29 日

東三河広域連合長 佐 原 光 一 様

東三河広域連合監査委員 大須賀 俊 裕
同 鈴木 達 雄

平成 26 年度東三河広域連合一般会計決算審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 26 年度東三河広域連合一般会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1頁
第2 審査の期間	1頁
第3 審査の方法	1頁
第4 審査の結果	1頁
第5 決算の概要	1頁
1 一般会計	1頁
(1) 概況	1頁
(2) 歳入	2頁
(3) 歳出	2頁
2 財産に関する調書	3頁
第6 審査意見	3頁

(注) 比率(%)は、原則として各計数ごとに小数点以下第3位を四捨五入した。したがって、構成比率(割合)の合計が100とならないことがある。

平成 26 年度東三河広域連合一般会計歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 26 年度東三河広域連合一般会計歳入歳出決算

第 2 審査の期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 24 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類について、関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査の結果をも参考にして、計数の正確性、事務処理の正否、さらに予算執行上の適否について実施した。

第 4 審査の結果

一般会計の決算書及び決算付属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。

財産に関する調書については、該当がなかった。

また、予算の執行方法についても適法であり、適正に執行されているものと認められた。

審査の概要及び意見は次のとおりである。

第 5 決算の概要

1 一般会計

(1) 概 況

一般会計の予算現額は、1,455,000 円となっており、これに対する決算額は、次のとおりである。

歳 入 1,455,000 円 (予算現額に対する割合 100%)

歳 出 1,207,559 円 (予算現額に対する割合 82.99%)

差引額 247,441 円

東三河広域連合（以下「広域連合」という。）設立後初めての決算であり、実質収支、単年度収支とも 247,441 円となっている。

当年度の決算収支状況は、次表のとおりである。

平成 26 年度決算収支状況表

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形 式 収 支 ③ = ① - ②	翌年度へ繰り越 すべき財源④	実 質 収 支 ③ - ④	単 年 度 収 支
	円	円	円	円	円	円
一 般 会 計	1,455,000	1,207,559	247,441	0	247,441	247,441

(2) 歳 入

一般会計の歳入決算状況は、次表のとおりである。

一般会計歳入決算状況表

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額に対する 収入済額との比較	調定額に対 する収入率
	円	円	円	円	円	円	%
分担金及 び負担金	1,455,000	1,455,000	1,455,000	0	0	0	100
計	1,455,000	1,455,000	1,455,000	0	0	0	100

当年度の歳入決算額は、1,455,000 円で、予算現額 1,455,000 円に対する収入率は 100%、調定額に対する収入率も 100%となっている。

収入は、すべて広域連合を構成している市町村からの負担金であり、広域連合規約第 17 条の規定に基づき適正に処理されているものと認められた。

当年度の市町村別の負担金の状況は、次表のとおりである。

平成 26 年度市町村別負担金一覧表

市町村名	負担金額 (円)	構成比 (%)
豊橋市	715,426	49.17
豊川市	348,585	23.96
蒲郡市	154,077	10.59
新城市	93,827	6.45
田原市	123,055	8.46
設楽町	10,571	0.73
東栄町	7,045	0.48
豊根村	2,414	0.17
計	1,455,000	100

(3) 歳 出

一般会計の歳出決算状況は、次表のとおりである。

一般会計歳出決算状況表

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額		翌年度繰越額	不 用 額	
		金 額	執行率		金 額	予算現額に 対する率
	円	円	%	円	円	%
議会費	686,000	605,495	88.26	0	80,505	11.74
総務費	669,000	602,064	89.99	0	66,936	10.01
予備費	100,000	0	0	0	100,000	100
計	1,455,000	1,207,559	82.99	0	247,441	17.01

当年度の歳出決算額は、1,207,559 円で、予算現額 1,455,000 円に対する執行率は 82.99%、
 不用額は 247,441 円となっている。

次に、支出済額の性質別・節別決算状況は、次表のとおりである。

性質別・節別決算状況表

性質別決算額			節別決算額		
区分	金額	構成比率	区分	金額	構成比率
	円	%		円	%
人件費	422,000	34.95	報酬	422,000	34.95
物件費	785,559	65.05	報償費	0	0
			旅費	29,620	2.45
			需用費	321,309	26.61
			役務費	5,068	0.42
			委託料	152,496	12.63
			使用料及び 賃借料	216	0.02
			備品購入費	276,850	22.93
計	1,207,559	100	計	1,207,559	100

性質別の決算額の主なものは、人件費では報酬であり、物件費では需用費、備品購入費及び委託料である。

2 財産に関する調書

当年度中における公有財産、重要な物品及び債権の取得はなく、また基金も設置されていない。

第6 審査意見

広域連合は、東三河 8 市町村の事務の共同処理、広域にわたる新たな連携事業の調査研究、事務権限の移譲に係る調査研究等の実施のため、平成 27 年 1 月 30 日に愛知県知事の許可を受けて設立された。

当年度は、平成 27 年度から始まる事業のための準備期間であり、約 2 か月間の人件費及び物件費の必要額が計上されている。当年度は、当該団体にとって最初の年であり、前年度実績との比較分析などは行えず、平成 26 年度の一般会計歳入歳出決算書等が関係法令に準拠して作成されているか、予算執行が適正かどうかについての検証を中心に審査を実施した。

一般会計の歳入歳出決算は、歳入 1,455,000 円、歳出 1,207,559 円で、実質収支は 247,441 円となった。

一般会計の歳入は、広域連合規約第 17 条に規定する共通経費として構成市町村から収納している負担金である。

歳出の主なものは、議会費では議員報酬及び委託料であり、総務費では需用費及び備品購入費であり、平成 27 年度からの事業実施に係る準備業務に要する経費である。

広域連合は主に構成市町村からの負担金を財源とする特別地方公共団体であるため、財源を有効に活用し、确实かつ効率的な運営に努められたい。

今後、「東三河はひとつ」を合言葉に、構成市町村と緊密な連携のもと、「誰もが真の豊かさを実感できる地域」の実現に向け、まい進されるよう強く望むものである。